

来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における若者や子育て世帯の定住促進、二・三世代の同居・近居を促進し、定住人口の増加と地域活性化を目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、鏡石町補助金等の交付等に関する規則（昭和50年鏡石町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な家屋で、玄関、居室、トイレ及び台所を備える延床面積が55平方メートル以上の一戸建て住宅をいう。ただし店舗等との併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されており、かつ当該部分の延床面積が55平方メートル以上であること。
- (2) 新築住宅 自己の所有のために町内で初めて取得した一戸建て住宅、又は、併用住宅であって、その建設後使用されたことのないものをいう。ただし、建築又は購入しかつ所有権登記したものに限るものとし、既存建築物を同一敷地内に建て替えたものを除くものとする。
- (3) 中古住宅 町内に既存する住宅のうち、過去に住居として使用され、本町家屋課税台帳に登録されているものをいう。
- (4) 増改築工事 住宅の修繕、改築、増築又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。
- (5) 定住 本町の住民として永住の意思を持って居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
- (6) 基準日 住宅の新築又は増改築にあつては当該住宅の工事の契約締結日、住宅の購入にあつては当該住宅の購入の契約日をいう。
- (7) 若者世帯 基準日において、世帯主が40歳未満の婚姻世帯
- (8) 子育て世帯 基準日において、世帯主が40歳未満で、中学生以下の子どもがいる世帯（補助金の交付申請時においては妊娠中の子も含む。）若しくは、父子・母子世帯
- (9) 二世帯 親と子をいう。
- (10) 三世帯 親子及び子の祖父母をいう。
- (11) 同居 町内において、親子と子の祖父母とが同一の住宅に居住することをいう。
- (12) 近居 町内において、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね2キロメートル以内に居住することをいう。
- (13) 転入者 転入の日から住宅に入居した日までの期間が1年未満の者かつ転入の前3年において町内に住所を有していなかった者とする。
- (14) 町内施工業者 町内に本店、支店、営業所等を有する法人若しくは、町内に主たる事業所を有する個人の事業者をいう。
- (15) 町税等 町民税、軽自動車税、固定資産税又は国民健康保険税（介護保険料含む。）、保育料、上下水道料をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基準日において40歳未満の婚姻世帯の世帯主、又は40歳未満で中学生以下の子どもがいる世帯の世帯主、同じく父子・母子世帯の世帯主
- (2) 住宅の取得等に合わせ町に住民登録をする転入者
- (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
- (4) 交付対象者及び同居する世帯員に町税等を滞納していない者。なお転入者にあつては旧住所地の市区町村税についても滞納がない者
- (5) 交付対象者及び世帯員が、鏡石町暴力団排除条例(平成24年鏡石町条例第3号)第2条第1項第2号に規定する暴力団員でない者
- (6) その他町長が対象と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としないものとする。

- (1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い取得した場合
- (2) 過去にこの要綱により補助金の交付を受けた者

(交付対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、平成31年4月1日以降に当該住宅の取得に係る契約を締結したものをいう。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、住宅の取得に要した経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外の経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金を活用する場合の当該対象経費

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内又は別表1により算出した補助基本額と各加算額の合計のうちいずれか低い額とする。(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 前項に規定する補助金のほか、県外からの転入者で、「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱(平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知)」に定める要件に該当する場合には、当該事業の補助金交付要綱に基づき、対象となる補助金額を加算するものとする。

3 この補助金の交付は、同一交付対象者につき1回限りとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付の申請は、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日から起算して、増改築にあつては工事の完了した日から起算してそれぞれ6ヶ月以内において、来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長は必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

る。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（増改築の場合は見積書の写し）
- (2) 位置図、平面図及び求積表（増改築の場合は、増改築前の写真とその工事内容がわかるもの）
- (3) 世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）
- (4) 世帯全員の戸籍の附票の写し
- (5) 世帯全員の町税の納税証明書（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）
- (6) 建物の登記事項証明書の写し（新築及び購入の場合）
- (7) 新築、購入及び増改築した住宅の写真（全景や工事内容のわかるもの）
- (8) 領収書の写し（支払額の確認がとれるもの）
- (9) 検査済証の写し（新築の場合）
- (10) 承諾書兼誓約書（様式第2号）
- (11) 二・三世代同居・近居の状況調書（様式第3号）（二・三世代同居・近居者に該当する場合）
- (12) 耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅を購入する場合）
- (13) 代理人申請の場合は委任状
- (14) 母子健康手帳の写し（子を妊娠中の場合のみ）
- (15) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）又は来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金交付却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げするときは、来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金変更（取り下げ）承認申請書（様式第6号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金変更（取り下げ）承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の請求は、来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出して行うものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 町税を滞納したとき

(4) その他町長が不相当と認めたとき

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。
- 4 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

(補助金の返還請求)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し、来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金返還請求書（様式第10号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還をさせる場合において、第3条の対象者の要件に違反しているときは、次の各号に掲げる居住期間に応じ、当該各号に掲げる額について返還を請求するものとする。

- (1) 1年未満のとき 補助金の全額
- (2) 1年以上2年未満のとき 補助金の額の10分の9の額
- (3) 2年以上3年未満のとき 補助金の額の10分の8の額
- (4) 3年以上4年未満のとき 補助金の額の10分の7の額
- (5) 4年以上5年未満のとき 補助金の額の10分の6の額

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

建物区分	補助基本額 (単位:万円)	加算額 (単位:万円)		
		子育て世帯	二・三代 同居・近居	町内施工業者で 建築又は増改築
新築住宅取得	20	10	10	10
中古住宅取得 (賃貸除く)	10	10	10	10
2親等以内の親族が 居住中の物件で、 増改築後に同居する 転入世帯	10	10	—	10